

事業名	低所得者向けエアコン設置助成
------------	----------------

ここがポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢要件を撤廃 ・対象世帯に、これまでの住民税非課税世帯に加え、住民税均等割のみ世帯、児童扶養手当受給世帯を追加 ・エアコンの買い替え、増設も助成対象
----------------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・近年の環境変化に伴う猛暑の影響で、熱中症による救急搬送や居宅死が例年発生しており、特に高齢者はそのリスクが高いことから、令和6年度より、75歳以上の低所得者世帯・生活保護世帯に向けて、エアコン設備の購入・修理費用の補助を実施してきた。
- ・東京都が令和8年度新規事業として、低所得者における熱中症対策の強化を目的に、エアコン設置費用を助成する区市町村への補助を実施することとなったため、対象要件を拡大して事業を実施する。

2. 目的

- ・エアコン購入費用等を助成することにより、経済的な理由等で設置を躊躇している世帯の生活環境の改善、熱中症による救急搬送や死亡等を防止する。

3. 内容

	従来	▶	拡充
年齢要件	75歳以上		全年齢対象
所得要件	住民税非課税世帯		住民税非課税・均等割のみ世帯、 児童扶養手当受給世帯
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・使用可能なエアコンが1台もない世帯 ・1世帯あたり1台限り 		買い替えや増設も対象 <ul style="list-style-type: none"> ・1世帯あたり1台限り
助成上限額	設置10万円、修理3万円		設置10万円

申請から振込までの流れ：①担当窓口へ申請書を提出→ ②助成可否を決定→ ③エアコンを購入→
④請求書一式を担当窓口へ提出→ ⑤申請者に口座振込

※立て替え払いが難しい場合は、販売店による代理受領方式について応相談

4. 今後のスケジュール

令和8年6月1日 対象世帯を拡大して申請受付開始

- ・65歳以上の方がいる世帯：各高齢者総合相談センターで受付
- ・上記以外の世帯：くらし・居住支援課で受付

5. 補正予算額

1億453万円 ※第1回区議会臨時会補正予算案に計上